

所得税の基礎控除の引上げ等関係Q & A

令和8年度税制改正により、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ及び扶養親族等の所得要件の改正が行われました。これらの改正のうち、令和8年12月に行う年末調整など、令和8年12月以後の源泉徴収事務に関する事項を中心にQ & Aとして取りまとめたものが国税庁ホームページにて公表されましたので、ご紹介させていただきます。

なお、これらの改正の概要については、「令和8年4月源泉所得税の改正のあらまし」に記載されておりますのでそちらもご確認ください。

(注) このQ & Aは令和8年5月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

改正の適用時期

問 基礎控除の引上げ等の改正について、具体的にはいつから適用され、給与や公的年金等の源泉徴収事務については、いつから変更が生じますか。

〔答〕 令和8年度税制改正による次の①から③までの改正事項については、令和8年12月1日に施行され、令和8年分以後の所得税について適用されます。

- ① 基礎控除の引上げ
- ② 給与所得控除の最低保障額の引上げ及びそれに伴う「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の改正
- ③ 扶養親族等の所得要件の改正また、次の④及び⑤の改正事項については、令和9年1月1日に施行され、同日以後に支払うべき給与及び公的年金等について適用されます。
- ④ 「源泉徴収税額表」の改正
- ⑤ 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額の引上げ

これらの改正により給与や公的年金等の源泉徴収事務に変更が生じる時期は、それぞれ以下のとおりとなります。

(給与の源泉徴収事務)

令和8年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和8年分の給与の源泉徴収事務においては、令和8年12月に行う年末調整の際に、上記①の引上げ後の基礎控除額及び上記②の改正後の国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。また、令和9年1月1日以後に支払うべき給与については、上記④の改正後の「源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を計算することとなります。

(注) 令和8年分の給与の源泉徴収事務においては、上記③の改正は、令和8年12月1日以後に支払う給与から適用されますが、この改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等の提出が必要となります。

(公的年金等の源泉徴収事務)

令和8年11月までの公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和8年分の公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。)の源泉徴収事務において、その支払者は、令和8年12月の年金支払時に、上記⑤の改正後の所定の基礎的控除額を用いて計算した1年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行うこととなります(この精算により、受給者に還付すべき金額が生じる場合には、その還付すべき金額を原則として公的年金等の支払者から還付します。)

また、令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等については、上記⑤の引上げ後の基礎的控除額を使用して源泉徴収税額を計算することとなります。

(注) 公的年金等の受給者が、令和8年分の所得税について、上記③の改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

施行日前の年末調整関係書類の提出

問 当社の従業員は、例年11月から基礎控除申告書などの年末調整関係書類を提出しています。令和8年については、令和8年12月1日からの改正を反映した年末調整関係書類を、同日前から提出することとしても差し支えないですか。

〔答〕 実務上、令和8年12月1日から年末調整関係書類の提出を受けたのでは、年末調整に間に合わない事態も想定されますので、同日以後適用される改正を反映した年末調整関係書類について、同日前から提出することとしても差し支えありません。

令和8年12月1日以後居住者として給与の支払を受けていない人

問 令和8年中に死亡により退職した人及び年の中途で海外の支店等への転勤などにより非居住者となった人などで、居住者として最後に給与の支払を受けた日が、令和8年11月30日以前である人の年末調整においては、令和8年度税制改正による改正後の基礎控除等は適用されないのですか。

〔答〕令和8年 12 月 1 日以後に行う年末調整においては、令和8年度税制改正による改正後の「基礎控除」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び「扶養親族等の所得要件」が適用されることになります。一方で、年末調整は、給与の支払者がその年最後に給与の支払をする際に行うこととされていますので、ご質問のように、令和8年分の最後の給与を令和8年 11 月 30 日以前に支払った場合の年末調整においては、改正後の控除等は適用されません。このため、その給与の支払を受けた人が改正後の控除等の適用を受けるためには、確定申告等をする必要があります。

扶養控除等申告書の記載事項

問 当社は、年末調整に際し、既に提出されている扶養控除等申告書を従業員に返却し、各人が申告書に記載した事項に異動がないか、申告漏れとなっている事項がないか再度確認することにしています。

令和8年 12 月から扶養親族等の所得要件が改正されますが、令和8年分扶養控除等申告書に記載する事項に変更はありますか。

〔答〕令和8年分の扶養控除等申告書に記載する事項に変更はありません。

ただし、令和8年 12 月 1 日から給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件が改正されます。

この改正により、例えば、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員は、その旨を記載した扶養控除等申告書を、給与の支払者に提出することとなります。

なお、この改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を扶養控除等申告書に記載する際には、扶養控除等申告書の「異動月日及び事由」欄に「令和8年 12 月 1 日 改正」などと記載してください。

〔注〕令和8年 11 月 30 日以前に支払う給与については、「源泉徴収税額表」を使用する際の「扶養親族等の数」に、この改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を含めないようご注意ください。

また、従業員は、この申告書を、原則として令和8年 12 月 1 日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなりますが、年末調整を行う時までに申告書の提出があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことができます。

〔注〕令和8年分の扶養控除等申告書の様式裏面の注意事項等が改正前の内容となっている場合がありますのでご注意ください。

基礎控除申告書の記載事項

問 令和8年 12 月に行う年末調整の際に提出する基礎控除申告書に記載する事項について、どのような点に注意すればよいですか。

〔答〕令和8年 12 月 1 日から、合計所得金額に応じて基礎控除額を引き上げる改正が行われました。このため、基礎控除申告書に、その合計所得金額に応じた改正後の基礎控除額を正しく記載する必要があります。

配偶者控除等申告書の記載事項

問 令和8年 12 月に行う年末調整の際に提出する配偶者控除等申告書に記載する事項について、どのような点に注意すればよいですか。

〔答〕給与所得控除の最低保障額が、65 万円から 74 万円に引き上げられました。

このため、配偶者に給与所得がある場合には、改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて、配偶者（特別）控除額を正しく記載する必要があります。

〔注〕家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例については、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円から 69 万円に引き上げられました。

特定親族特別控除申告書の記載事項

問 令和8年 12 月に行う年末調整の際に提出する特定親族特別控除申告書に記載する事項について、どのような点に注意すればよいですか。

給与所得控除の最低保障額が、65 万円から 74 万円に引き上げられました。

このため、特定親族に給与所得がある場合には、改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて、特定親族特別控除額を正しく記載する必要があります。

〔注〕家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例については、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円から 69 万円に引き上げられました。

なお、扶養控除等申告書に源泉控除対象親族として記載していた特定親族が、改正により控除対象扶養親族（特定扶養親族）に該当することとなった場合には、その親族は扶養控除の対象となります（この場合、異動があった旨を記載した扶養控除等申告書を提出する必要があります）。

ひとり親控除

問 令和8年度税制改正において、ひとり親控除の控除額が引き上げられたと聞きましたが、令和8年分の年末調整に影響はありますか。

〔答〕 令和8年度税制改正において、ひとり親控除の控除額が38万円（改正前：35万円）に引き上げられましたが、この改正は、令和9年分以後の所得税について適用されますので、令和8年分の年末調整には影響はありません。

令和8年11月30日以前に準確定申告書を提出する場合の基礎控除等

問 令和8年11月30日以前に令和8年分の準確定申告書を提出する場合には、令和8年度税制改正による改正後の控除等の適用は受けることができないのでしょうか。

〔答〕 令和8年度税制改正による基礎控除の引上げ等は、令和8年12月1日から施行することとされていることから、同年11月30日以前にいわゆる準確定申告書（注1）を提出する場合には、改正後の控除等は適用されないこととなります。

その上で、令和8年11月30日以前に準確定申告書を提出した方は、同年12月1日から令和13年12月1日（月）までに更正の請求を行うことにより、令和8年度税制改正による改正後の控除等の適用を受けることができます（注2）。

（注）1 「年途中で死亡した場合の確定申告」又は「年途中で出国（※）をする場合の確定申告」により提出される確定申告書をいいます。以下同じです。

※ 「出国」とは、居住者については、納税管理人の選任届出をしないで国内に住所等を有しないこととなることをいいます。

2 既に提出した準確定申告書に係る法定申告期限が到来していない場合には、訂正申告書の提出により改正後の控除等の適用を受けることができます。

3 令和8年度税制改正による改正後の控除等については、令和8年12月1日から施行されるため、同日前に期限が到来する予定納税額の減額申請においては、適用はありませんので、改正前の規定に基づき申請する必要があります。

令和8年度税制改正による改正後の控除等と確定申告

問 令和8年度税制改正による改正後の控除等の適用を受けるために、確定申告が必要ですか

〔答〕 ○ 給与所得者の方

令和8年12月1日以後の年末調整において、令和8年度税制改正による改正後の控除等が適用されている方は、改正後の控除等の適用を受けるための確定申告は不要です。

一方で、「令和8年途中で海外の支店等への転勤などにより非居住者となった方」や「令和8年中に死亡により退職した方」、「休業や休職した方で令和8年末までに復職していない方」で、令和8年11月30日以前に居住者として令和8年分の最後の給与の支払を受け、その際に年末調整を受けた方については、年末調整では改正後の控除等が適用されていませんので、改正後の控除等の適用を受けるためには、確定申告が必要です（注）。

また、令和8年途中で退職し、年末調整を受けていない方についても、改正後の控除等が適用されていませんので、同様に改正後の控除等の適用を受けるためには、確定申告が必要です。

（注） 源泉徴収税額のない場合（源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄が「0」となっている場合等）には、確定申告をして改正後の控除等の適用を受けたとしても、還付される税金はありません。

○ 公的年金所得者の方

令和8年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収において、令和8年12月の年金支払時に、改正後の所定の基礎的控除額を用いて計算した1年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行い、還付すべき金額が生じた方には、原則として公的年金等の支払者から還付をしています。

一方で、令和8年中に以下の①又は②に該当する方は、確定申告をすることにより源泉徴収された所得税が還付されることがあります（注1・2）。

① 令和8年12月に公的年金等の支払がなく、令和8年12月の年金支払時の精算が行われなかった場合で、令和8年分の公的年金等について源泉徴収された税額がある方

② 扶養親族、同一生計配偶者及びひとり親の生計を一にする子の所得要件が、58万円から62万円に引き上げられたことにより、新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする方

（注）1 公的年金等以外の所得がある人は、他の所得を加味して基礎控除額や所得税額が算定されます。

2 源泉徴収税額のない場合（源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄が「0」となっている場合等）には、確定申告をしても、還付される税金はありません。